

議員提出第九号議案

旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書

昭和二十三年に施行された旧優生保護法は、知的障がいや精神疾患を理由にした本人の同意に基づかない不妊手術を認めていた。同法は平成八年に、障がい者差別に該当する条文を削除の上、母体保護法に改正された。

厚生労働省によると、旧法の下で不妊手術を受けた障がい者らは約二万五千人。このうち、本人の同意なしに不妊手術を施されたのは一万六千四百七十五人と報告されている。

本人の意思に反して手術が施されたとすれば、人権上問題であり、同様の不妊手術を行っていたドイツやスウェーデンでは当事者に対する補償等の措置が講じられている。旧法の下で不妊手術を受けた障がい者らの高齢化が進んでいることを考慮すると、我が国においても早急な救済措置を講じるべきである。

よつて、国会及び政府におかれては、次の事項について早急に実現するよう強く要望する。

- 一 国は、速やかに旧優生保護法に基づく不妊手術の実態調査を行うこと。
- 二 その際、既に国において都道府県等に関係資料の保全措置に関する通達が発出されているが、資料保管状況等の調査・公表を行うことと併せ、個人が特定できる資料について、当事者の心情に配慮しつつ、できる限り幅広い範囲で収集できるよう努めること。
- 三 旧法改正から二十年以上が経過しており、関係者の高齢化が進んでいることから、的確な救済措置を一刻も早く講じること。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成三十年六月二十七日

大分県議会議長 井 上 伸 史

衆議院議長 大島理森殿
参議院議長 伊達忠一殿
内閣総理大臣 安倍晋三殿
厚生労働大臣 加藤勝信殿
内閣官房長官 菅 義偉殿